

令和元年9月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うち液晶ディスプレイモニター2件、電気洗濯乾燥機1件、
ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 8件
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気冷蔵庫1件、ルーター（パソコン周辺機器）1件、
電子レンジ1件、電動アシスト自転車1件、自転車1件、
自転車用幼児座席1件、電気こんろ1件、電気式床暖房1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800438、A201800462を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201900511）

①事故事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンを使用中、当該製品のACアダプターを焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコールを実施（無償部品交換）

回収率：14.4%（2019年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900511）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	5	火災	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

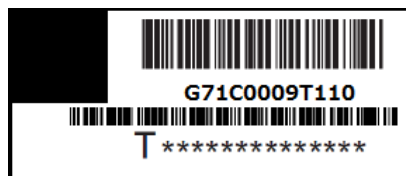
<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

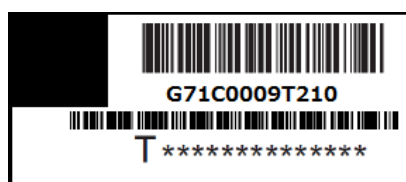
G71C0009S210



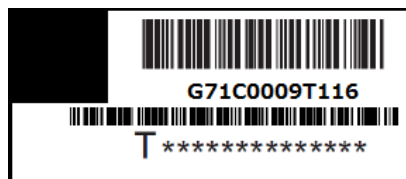
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800438	平成30年10月22日	平成30年11月1日	液晶ディスプレイモニター	RDT214S(三菱電機株式会社ブランド)	NECディスプレイソリューションズ株式会社(三菱電機株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は長期使用(9年間連続通電)により、電解コンデンサーが劣化したため、電解コンデンサーの内圧が上昇して防爆弁が開き、電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。	東京都	平成30年11月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800462	平成30年11月1日	平成30年11月9日	液晶ディスプレイモニター	RDT214S(三菱電機株式会社ブランド)	NECディスプレイソリューションズ株式会社(三菱電機株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は長期使用(9年間連続通電)により、電解コンデンサーが劣化したため、電解コンデンサーの内圧が上昇して防爆弁が開き、電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。	東京都	平成30年11月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900510	令和元年9月14日	令和元年9月24日	電気洗濯乾燥機	MWI74140JA(メイトッグ社ブランド)	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社(メイトッグ社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201900511	令和元年9月12日	令和元年9月24日	ノートパソコン	dynabook T350/56BB	株式会社東芝(現 DYNABOOK株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品のACアダプターを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられる。	愛知県	令和元年9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 14.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900507	令和元年9月16日	令和元年9月24日	電気冷凍庫	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900508	令和元年9月10日	令和元年9月24日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900509	令和元年9月2日	令和元年9月24日	電子レンジ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	製造から20年以上経過した製品 令和元年9月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900512	平成19年11月8日	令和元年9月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年12月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900513	平成19年6月13日	令和元年9月24日	自転車	重傷1名	当該製品をスタートさせようとしてペダルを踏み込んだところ、バランスを崩し、転倒、左手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年8月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900514	平成18年12月28日	令和元年9月24日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(3歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、右側足乗せ部が外れ、右足首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年2月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900515	令和元年8月14日	令和元年9月25日	電気こんろ	火災	事業所で当該製品の上に置いていた可燃物を溶融し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月11日
A201900516	平成31年3月12日	令和元年9月25日	電気式床暖房	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月18日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

液晶ディスプレイモニター（管理番号:A201800438、A201800462）



電気洗濯乾燥機（管理番号:A201900510）

